

30073

事 業 報 告 書 ✓

(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日) ✓

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 社団 としみつ歯科医院 ✓
 ① 財團 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 山口県周南市大字久米2801番地の5 ✓
- (3) 設立認可年月日 平成 4 年 3 月 27 日 ✓
- (4) 設立許可年月日 平成 4 年 3 月 27 日 ✓
- (5) 役員及び評議員 令和 2 年 5 月 31 日 役員変更
- (6) 令和 2 年 6 月 17 日付 医療法人名を年光整形外科医院から、としみつ歯科医院へ変更

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	としみつ歯科医院(令和2年10月5日開院) ✓	山口県周南市大字久米2801番地の5	なし

- (2) 付帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

な し

- (3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

な し

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 6 月 22 日 令和3年度決算の決定 ✓
 令和 4 年 6 月 28 日 定時理事会

営業報告書の内容報告 ✓

役員報酬月額改訂 ✓

様式2

法人名 医療法人 社団 としみつ歯科医院 ✓
 所在地 山口県周南市大字久米2801番地の5

※医療法人整理番号

財産目録 ✓
 (令和 5年 4月 30日現在) ✓

1. 資産額	92,390 千円 ✓
2. 負債額	112,007 千円 ✓
3. 純資産額	△ 19,617 千円 ✓

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	30,009 ✓
B 固定資産	62,381 ✓
C 資産合計 (A+B)	92,390 ✓
D 負債合計	112,007 ✓
E 純資産 (C-D)	△ 19,617 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 社団 としみつ歯科医院 ✓
 所在地 山口県周南市大字久米2801番地の5

※医療法人整理番号 □□□□

貸 借 対 照 表 ✓
 (令和 5 年 4 月 30 日現在) ✓

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	✓ 30,009	I 流動負債	- 18,377
II 固定資産	✓ 62,381	II 固定負債	- 93,630
1 有形固定資産	- 59,431	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	- 225	負債合計	✓ 112,007
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	- 2,725	純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	✓ 10,000
		II 利益剰余金	✓ △ 29,617
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	✓ △ 19,617
資産合計	✓ 92,390	負債・純資産合計	✓ 92,390

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 社団 としみつ歯科医院 ✓
 所在地 山口県周南市大字久米2801番地の5

※医療法人整理番号 □□□□

損 益 計 算 書 ✓
 (自 令和 4 年 5 月 1 日 至 令和 5 年 4 月 30 日)

(単位:千円)

科 目	金額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	14,978	✓
2 事業費用	17,506	✓
(1)事業費		
(2)本部費		
本来業務事業損失	2,528	✓
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益	2,528	✓
事 業 損 失		
II 事業外収益		
受取利息		
その他の事業外収益	580	✓
III 事業外費用		
支払利息	693	✓
その他の事業外費用		
經 常 損 失	2,641	✓
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	11	✓
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		
稅引前当期純損失	2,630	✓
法人税・住民税及び事業税	71	✓
法 人 稅 等 調 整 額		
當 期 純 損 失	2,701	✓

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書 ✓

医療法人 社団 としみつ歯科医院 ✓

理事長 年光 隆志 殿 ✓

私（注1）は、医療法人社団としみつ歯科医院の令和4年度会計年度（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月8日

医療法人 社団 としみつ歯科医院
監事 小笹 成紀

✓

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。